

○精華町まごころ収集実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、全町を対象とした実施に先立って、桜が丘・光台地区に限定して試行的に実施する、家庭において生じたごみをごみ集積場に持ち出すことが困難な世帯に対して実施する戸別収集（以下「まごころ収集」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 世帯 同一の敷地内において居住する者の集まりをいう。
- (2) ホームヘルプサービス 介護保険法（平成9年法律第48号）第8条第2項に規定する訪問介護又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第2項に規定する居宅介護、第3項に規定する重度訪問介護若しくは第9項に規定する重度障害者等包括支援をいう。
- (3) 居宅介護支援事業者 介護保険法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業を行う事業者をいう。
- (4) 特定相談支援事業者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第19項に規定する特定相談支援事業を行う事業者をいう。

(対象世帯)

第3条 まごころ収集の対象世帯は、町内に居住し、ホームヘルプサービスを現に利用しており、かつ、独力でごみ集積場までごみを持ち出すことが困難な者であって、次の各号のいずれかに該当する者のみで構成される世帯とする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により要介護1以上の認定を受けた者
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が1級又は2級に該当する者
- (3) 療育手帳の交付に関する規則（平成12年京都府規則第10号）第3条第2項の規定により療育手帳の交付を受け、障害の程度がAに該当する者
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障害の程度が1級に該当する者
- (5) 前4号のいずれかに該当の見込みがあり、認定申請を行っている者

2 前項各号に掲げるもののほか、町長が特に認める者のみで構成される世帯。

(利用申請)

第4条 まごころ収集を利用しようとする世帯の代表者（以下「申請者」という。）又はその代理人は、精華町まごころ収集利用申請書（別記様式第1号）を町長に提出しなければならない。

（調査及び利用の決定）

第5条 町長は、前条に規定する申請があったときは、第3条に掲げる要件について、必要な調査を行うものとする。

2 前項の調査にあたっては、必要に応じて、申請者の住居への訪問を行うとともに、世帯員及び申請者が利用する居宅介護支援事業者又は特定相談支援事業者から意見を聴取するものとする。

3 町長は、第1項の調査後、遅滞なくまごころ収集の利用の可否を決定し、精華町まごころ収集利用決定通知書（別記様式第2号）又は精華町まごころ収集却下通知書（別記様式第3号）により、申請者又は代理人に通知するものとする。

（排出方法等）

第6条 まごころ収集の利用者（以下「利用者」という。）は、町が一般世帯を対象に収集を行う場合と同じ排出方法及び分別方法により、ごみを排出するものとする。ただし、粗大ごみはまごころ収集で収集するごみの対象外とする。

2 利用者がごみを排出する場所は、利用者の住居の状況等を踏まえて町が決定する。

3 利用者は、ごみを排出する際、ふた付き容器に入れて排出する等周辺環境保全に配慮する措置を講じなければならない。

（収集方法等）

第7条 まごころ収集は、次に掲げる方法により行うものとする。

（1）町は、利用世帯が排出したごみを年末年始等を除き原則として週1回収集するものとし、収集日は町が指定する。

（2）利用者が希望する場合、町は、収集日にごみが排出されていない場合に、あらかじめ利用者が指定する連絡先へ確認を依頼するものとする。

（変更等の届出）

第8条 利用者又はその代理人は、申請内容に変更があったとき、まごころ収集を一時停止し、若しくは再開する必要があるとき又は利用する必要がなくなったときは、遅滞なく精華町まごころ収集利用変更等届出書（別記様式第4号）を町長に届け出なければならない。

（収集の中止）

第9条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、まごころ収集を中止するものとする。

（1）第3条の規定に該当しなくなったとき。

（2）第4条の申請書に虚偽の記載があったとき。

(3) その他町長が利用を適切でないと認めたとき。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要領は令和8年9月1日から施行する。